

法令違反行為等の詳細

①上場株式の相場を安定させる目的をもって、違法に買付け等を行う行為

SMB C日興証券株式会社（以下「同社」という。）は、その業務に関し、10銘柄の上場株式について、ブロックオファー取引（以下「BO」という。）における売買価格の基準となるBO執行日の終値等が前日の終値に比して大幅に下落することを回避し、その株価を一定程度に維持しようとして、金融商品取引法施行令第20条に定めるところに違反し、各株式の相場を安定させる目的をもって、一連の指値による買付け及び買付けの申込み（以下「本件行為」という。）を行った。

本件行為は、金融商品取引法第159条第3項に違反するものと認められる。

また、本件行為は、同社において、不公正取引を牽制・防止するための売買審査態勢や、法令遵守の徹底や適切な業務運営を確保するための経営管理態勢が不十分であることに起因し、行われたものであると認められる。

②売買審査態勢の不備

同社は、同社の売買動向監視システム（以下「システム」という。）において、抽出された取引については、一定の基準に従って売買審査を行い、その結果、法令等の違反につながるおそれがあると認められた場合、当該取引を行った顧客等（自己売買を含む）に対して、当該取引の内容や当該顧客等の過去の取引状況等に応じ、ヒアリングや注意喚起などの対応（以下「措置」という。）を行うこととしている。

こうした中、本件行為が行われた10銘柄のうち、8銘柄については、システムにおいては、不公正取引の疑いがある取引として抽出されているが、同社が措置を行う基準は、複数日にわたって行われる取引を対象として設定されており、本件行為のように、銘柄ごとに1立会日のみで行われるような取引は、システムにより抽出されても措置の対象とならない。

また、同社においては、ブロックトレード等の特定のイベントに係る自己売買に対しては、システムによる抽出の有無にかかわらず、売買審査（以下「イベント審査」という。）を行っている。しかしながら、BOについては、自己売買で終値に関与するインセンティブが働くなど、ブロックトレード等と同様のリスクがあるにもかかわらず、イベント審査の対象としていない。

こうしたことから、本件行為については、いずれの取引についても措置は行われなかった。

上記の状況から、同社の売買審査態勢には不備があるものと認められ、これは、金融商品取引法第40条第2号の規定に基づく金融商品取引業等に関する内閣府令第123条第1項第12号に該当するものと認められる。

なお、上記の状況は、同社において自己取引のリスク等に対する認識が不十分だったことに加え、同社経営陣が、売買審査の件数が増大しているにもかかわらず、それに見合ったシステムの高度化や売買審査体制の整備を行ってこなかったことに起因するものと認められる。

③ B Oに係る業務運営態勢の不備

同社は、B Oの執行に際し、買い手顧客に対して、事前に購入の意思の確認等を行っているが、その際、同社営業員の相当数は、B Oの執行日について、買い手顧客が推知可能な内容の説明を行っている。このような状況は、B O執行日に空売りを企図する顧客に対し、その機会を与え、空売りを誘発する一因となっているものと認められる。

同社は、B O導入（2012年）の検討段階から、買い手顧客におけるB O銘柄の空売りが当該銘柄の価格形成を歪めるものとの懸念を有していたが、B O執行日に係る買い手顧客への情報提供のあり方等について、同社内で適切に議論されることがないまま、B O業務を開始していた。

また、その後、同社においては、実際にB O執行日における対象銘柄の株価下落に直面し、価格形成に関する懸念など問題提起が行われているが、これに対する有効な対策が講じられてこなかった。

上記のような同社のB Oに係る業務運営状況は、市場の公正性を損なうおそれがあり、金融商品取引法第51条に規定する「業務の運営に関し、公益又は投資者保護のため必要かつ適当であるとき」に該当するものと認められる。

なお、上記の状況は、同社において、自己のビジネスの業務推進を優先させ、同社のB Oの問題点を改善する意識が希薄であるなど、市場のゲートキーパーとしての自覚に欠けていたことや、ビジネスのリスクや課題を適切に把握し、商品性の見直し等の実効的な対策を行うための態勢が不十分であったことに起因するものであり、同社においては、適切な業務運営を確保するための経営管理態勢において不備があるものと認められる。

④ 銀行と連携して行う業務の運営が不適切な状況

金融商品取引法第44条の3第1項第4号に基づく金融商品取引業等に関する内閣府令第153条第1項第7号において、有価証券関連業を行う金融商品取引業者（第一種金融商品取引業を行う者に限る）は、当該金融商品取引業者又はその親法人等若しくは子法人等による非公開情報の提供について、あらかじめ発行者等の書面又は電磁的記録による同意がある場合等を除き、当該金融商品取引業者の親法人等若しくは子法人等と当該発行者等に関する非公開情報を受領又は提供してはならないとされている。

しかしながら、同社は、親法人等である株式会社三井住友銀行との間において、法人顧客から情報共有の停止を求められていること又は情報共有の同意を得ていないことを認識しな

がら、当該法人顧客に関する非公開情報の授受を複数回にわたって行い、これを同社内で共有していた。

同社における当該行為は、金融商品取引法第44条の3第1項第4号に基づく金融商品取引業等に関する内閣府令第153条第1項第7号に規定する行為に該当するものと認められる。

なお、上記行為は、同社役職員が、銀証間で情報の授受を行ってはならないことを認識しながら、案件獲得という同社の利益を優先したものであり、同社執行役員自らが非公開情報の受領や社内関係者への情報共有に関与している状況も認められるなど、銀証連携ビジネスの推進にあたり、同社として法令等遵守意識が希薄であることに起因するものであると認められる。

以 上